測定のトレーサビリティに関する方針

VLAC-VR103: 2026

発行日：2026 年 7 月 30 日

株式会社 電磁環境試験所認定センター
〒106-0041 東京都港区麻布台 2-3-5 ノアビル 7 階

本書は「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されております。私的使用のための複製を除き、本書の全部又は一部を無断で複製、転載等をされると、著作権等の権利侵害となる場合がありますので、ご注意下さい。

１．目的及び適用範囲

この方針は、ISO/IEC17025:2017(JIS Q 17025:2018)の測定のトレーサビリティに関する要求事項に基づき具体的な運用を行なうための指針と解釈を与えることを目的としており、当社の認定を受けた試験所及び認定を申請する試験所に適用する。

２．参照規格・文書

この文書は以下の規格及び文書を参照している。

(1) ISO/IEC Guide 99:2007 International vocabulary of metrology -- Basic and general concepts and associated terms (VIM)

(2) ISO/IEC Guide 98-3:2008 Uncertainty of measurement -- Part 3: Guide to the expression of uncertainty in measurement (GUM:1995)

(3) 測定不確かさ評価の最前線.今井秀孝日本規格協会

(4) ILAC P10:01/2020 ILAC Policy on Traceability of Measurement Results

(5) ISO/IEC 17025:2017(JIS Q 17025:2018)

３．定 義

この文書で独自に使用している用語の定義を次に示す。

3.1 内部校正: 試験所自身が行う校正。

４．基本方針

4.1 トレーサビリティの実現

当社の認定を受けた試験所、及び当社に認定を申請する試験所は測定のトレーサビリティを確立すること。測定のトレーサビリティは次に挙げる各事項の全てを満足することによって実現される。

(1) 国家標準、国際標準、あるいは関係者によって合意された標準に、文書化された切れ目のない校正の連鎖によって遡ることができる

(2) 比較による確認がなされた国際単位系(SI)で実現される

(3) 比較による確認がなされた各段階において測定の不確かさが評価されている

(4) 比較による確認がなされた各段階は適切な方法・手順が用いられ、測定結果と付随する測定の不確かさが記録されている

(5) 比較による確認がなされた校正機関および自身で校正を行う試験所は、その段階を実行する能力を持つ証拠を提示できる

4.2 測定のトレーサビリティ

4.2.1 測定のトレーサビリティは次のいずれかの事項に該当する校正によって実現される。

(1) 国内または国外の国立標準研究所による校正

(2)Global ACI 多国間相互承認取決め(Global ACI MRA)または APAC 相互承認(APAC MRA)メンバーの認定機関に認定された校正機関が認定範囲内で行う校正。認定シンボルが付いている又は、Global ACI MRA に関する認定の表明が記載された校正証明書は校正トレーサビリティ要求に適合していることの証明となる。

(3) 前項(2)の認定を受けていない校正機関或いは内部校正による校正、または前項(2)で認定を受けた校正機関が認定範囲外で行う校正。この場合、前記 4.1 項で規定するすべての内容が実証できること。

備考　トレーサビリティの立証については ISO/IEC 17025:2017 Annex A.3 (JIS Q 17025:2018 附属書 A.3)を参照

4.2.2 測定のトレーサビリティは次の試験・測定に適用する。

(1) 試験結果となる測定値を得るために使用する測定器（パワーメータ、妨害波受信機、漏れ電流試験電流計）

(2) 設備の適合性検証を行うための測定（例 NSA、疑似電源回路網の接地抵抗）

(3) 試験結果に影響する特定の試験条件を設定するための測定(例 電界均一性、温度試験における恒温槽内温度、静電気放電試験における湿度環境)

(4) 測定結果を補正するパラメータの測定（例 ケーブルロス、）

備考１　従来は「トレーサビリティがとられた校正」という表現が用いられる場合があったが、4.1 に示すように校正はトレーサビリティが必須要求事項であり、「トレーサビリティがとられていない校正」はありえない。

備考２　トレーサビリティについては ISO/IEC 17025:2017 Annex A (JIS Q 17025:2018 附属書 A3)を参照

改正履歴

2026 版

・Global ACI を追加

・APLAC→APAC

2. (5) ISO/IEC 17025:2017(JIS Q 17025:2018) を追加

4.2.1 Global ACI MRA に関する認定の表明が記載された校正証明書もトレーサビリティ要求を満足しているものとした。

(3)備考としてトレーサビリティの立証について追加

4.2.2 表現変更、例示、備考を追加

2021 版

(1) 1.目的及び適用範囲と重複する序文を削除した

(2) トレーサビリティを適用する測定を 4.2.2 に新規追加して付録 1 を削除した